

2012人権週間「市民の集い」だれもが自由に自分らしく、
幸せになることを願って～

デイセンターせんなん
南中ソーラン踊り隊



毎年、人権週間に
行われる講演会を楽
しみにしています。
今年度は、チラシを
いただいた時に「人
権とダンス」という
演題であったため、
いつも以上に興味を
持ちました。「ドラゴ
ンママ」という名前
にも惹かれました。
講演会を聴くまで
は、ダンスを教える
ことで若者に人権を

意識させるのだろうかなど
と、考えていました。そう思
いながら参加したためか、柳
子先生が一言も「人権を大切
にする」と言うことなく、普
段の生活の中で常に人権を
大事にすることを意識し、自
然体で人を大切に、自分の
やりたいことをパワフルに
こなす姿に感動しました。
「自分のことを好きになる」
自分のペースで生きる、その
人の生き方を飾らず応援す
るドラゴンママの大ファン
になってしまいました。



青少年センター
ダンスチームのみなさん

鳴滝小学校 崎山 悦子

支援学級の担任をしながら、
たくさん生徒さんにダ
ンスを教える、いったいそん
な時間がいっあるんだらう
かと思いつつも、「ダンスは
大好きだけど、すごく苦手な
私でも教えてもらえるのか
なあ」と年甲斐もなく考えて
しまいました。
一人ひとりのよさを見つ
け、自分のできることを一生
懸命することが、人権教育を
すすめることだと改めて思
いました。みなさんのすばら
しいダンスと先生の熱い講
演に感動し、心が震える思い
でした。本当にありがとうございました。

『エクレールお菓子放浪記』上映

♪お菓子の好きなパリ娘～、二人そろえばいそいそと～、

角の菓子屋へボンジュール♪

1月27日、文化ホールで
人権シネマフォーラムが催
されました。映画がはじま
り、映像の中で若い女の先生
が弾き始めた曲にくぎ付け
になってしまったのでした。
その曲は、子どものころ、父
が一所懸命に教えてくれた
大好きな曲だったので。私
の父は東京の警視庁に勤め
ていて、厳格な絵に描いたよ
うな人でしたが、休日があつ
たりとした身体を、ゆったり
とゆすりながら、その曲を私
に教えてくれたのでした。思
いもかけずに懐かしい曲に
出会い思わず鳥肌の立つ思
いをいたしました。終盤のの
ど自慢の場面では、主人公の
少年と共に、私も涙を流しな
がら唱ってしまいました。私
の胸の中は、あまりにも懐か
しい曲に出会った喜びと、今
は亡き父との思い出でいろ
ばいになっていました。

真鍋 正子

きずな

第4号
2013年4月

＜発行＞
泉南市人権啓発
推進協議会



FDF ダンスサークル代表
松本 柳子さん

企画実行委員、東佑吉が
おしゃべり会参加者の、藪脇弘子さんに
インタビューしました



11月12日、講師に平沢安政さんをお招きし、
人権啓発講演会を開催しました。当日は市民・企業・
学校関係者・行政職員など、たくさんの方々に参加し
ていただきました。

人権文化を創出し豊かにするには、人権のまち
づくり・社会づくりのために、人々が互いに人権
観を育み、差別意識をなくし人権思想を高めるため
に、誤った言動に配慮し、正しい知識を繰り返
し得るよう努力する。そして、差別されている
人々と、そうでない周りの人々がつながって、協
働する関係を培ってゆくことだと学びました。

差別と人権文化の関係を、大阪府土地差別調査
事件から課題を提起し、府民人権意識調査結果から、
同和地区忌避意識、障がい者施設等、社会福
祉施設建設反対運動の背景を浮上させ、解決方法
を説かれました。また、日本・世界多岐にわたる
人権問題を、「反差別」→「人権文化教育」と説か
れました。

人権問題は、過去の問題として論じ合うだけ
ではない。常に「これからどうなすべきか」を、前
向きに考える文化を生きることとお互い感じ合
い、講座等により積極的に参加、呼びかけするこ
とを確認しました。



また樽井校区では、講師
に風の紙芝居師たちちゃん
をお招きしました。子ども
たちは舞台に出された紙芝
居の大きさに思わずビック
リ！色鮮やかに描かれた主
人公モアくん
が、「みんなちが
って、みんない
いんだよ。」と、
今にも紙芝居か
ら飛び出し、語
りかけてくれそ
うに見えまし
た。

2013年度 おもな行事予定

- 5/26(日)
憲法週間&男女共同参画週間
「市民の集い」
- 8/18(日)…予定
非核平和の集い
- 12/1(日)…予定
人権週間「市民の集い」

その他、フィールドワーク、人間関係づくり講座、
夏休み親子体験講座、小学校での校区の集いなど、
人権を楽しく学べる行事を予定しています。

校区の集い



市内の各小学校で校区の
集いを開催しました。
講師・文屋範奈さん(ゴ
スペルシンガー)をお招き
し、歌の披露とアメリカで
の体験をもとに、「人権は命
と同じくらい大切で、誰も
が自分らしく生きていける
ための大切な権利。」と話し
てくださいました。
また「いじめはアカンと
もふれ「いじめはアカンと

いう一人ひとりの声が集ま
ることで、みんなでない
のないクラス・学校、地域
社会にかえていける。」と、
子どもたちやPTA、地域
の方々にも熱いメッセージ
を送ってくださいました。
この日の歌とお話しは、き
つと子ども達の心に残った
ことと思います。最後はみ
んな一緒に元気いっぱい歌
いました。



編集後記

今回は、昨年10月に制定された「泉南市子ども
の権利に関する条例」について特集を組みました。
この条例は1994年に批准した「子どもの権利条約」
に基づき、各自自治体で「子ども」にかかわる条例を
策定する動きがあり、本市も近隣自治体に先がけ制
定したものです。

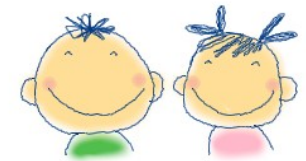
広報「せんなん」3月号にも紹介されている「お
しゃべり会」でもこの条例を取り上げ、意見交換を
しました。また、4面では企画実行委員のインタビ
ュー記事を掲載し、市民のみなさんの声を反映した
新聞づくりを心がけています。ご意見、ご希望、お
もしろい企画などなんでも結構ですから、編集部
にお寄せください。(企画実行委員会 編集委員)

子どもの権利に関する条例ができました

—すべての人が大切にされ 夢や希望のあふれるまちをめざして—

人権啓発推進協議会では、平成24年10月に策定された「泉南市子どもの権利に関する条例」について、たくさんの方々に読んでいただき、理解していただきたいという思いで、今回の特集を組みました。

日々の生活の中で、親や家族、学校だけでなく、地域がどのように子どもたちを見守り、「子どもにやさしい」まちづくりができるかをいっしょに考えたいと思います。



目的

「子どもにやさしいまち」を実現していくために制定しました。

「子どもにやさしいまち」とは、一人ひとりの子どもが自分に自信をもって、子ども時代を過ごすことができるまちです。

条例前文

<一部抜粋>

私たちは 泉南の子どもです。
私たちは、子どもの平和のために3日間かけて話し合いました。
私たちは、泉南の自然が多くて、元気なところが、好きです。
そんなまちが好きだからこそ、私たちこどものことを大切にしてください。

おかあさんやおとうさん、おうちのひとへ

おとなの都合や事情で私たち子どもを巻き込む前に私たち子どもの気持ちを理解してください。
私たち子どもの心や身体を傷つけないでください。
私たちもがんばりますから、自分で選んで、自分のペースですごさせてください。

まちの人の声をききました!

●すばらしい条例ですね。前文も子どもの気持ちがよく伝わり、条例がモデルになればいいと思います。

- 前文で「笑顔がある家庭を～」それがいいのはわかっているけど、親の立場とすればいつもできなくて難しいな…。でも心がけたいですね。
- つくるだけではアカン! 具体的にどのように活かしていくかが大事。
- 子どもの権利について、親も先生も全部答えることはできないけど、一緒に考えることはできる。
- この条例を読んで、まずは家族に「こんな条例ができたよ。」と伝え、どう思うか話してみます。

じんけん写真展の中から⁰⁰⁰

<2012年度 じんけん写真テーマ>

笑顔・ふれあい・安心

この写真は私が実家に帰った時に、父と我が子が一緒に遊びに行った公園での1枚です。

私が幼い頃から遊んでいた公園。今は我が子が遊んでいるなんて…なんだか不思議な感じもしますが…。久しぶりに会ったおじいちゃんと孫のたわいもないヒトコマですが、なんだか言葉が伝わってきそうな、そんな写真が撮れた気がします。 高井 英美 (撮影者)



声に耳を傾け 思いを受け止め 対話する

疑問??教えて!

「子どもの権利に関する条例」事務局(教育委員会)へ問い合わせました。

この条例ができて、子どもを甘やかすことになるのではないのか

子どもの権利は、「子どもが人間として成長していくうえで必要不可欠なもの」と考えています。それは、何かの義務を果たすことを条件に認められるようなものではなく、人間が人間として生まれた以上、誰に対しても無条件で認められるものなのです。それが、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」です。

ところが、人間が社会の中で生きていく限り、権利と権利の衝突が生じます。そこでは、どうしても他人の権利との調整が必要になります。子どもはこの調整の中で、お互いの権利を尊重しあう責任があることを、経験的に学んでいきます。自分の意見を押し通すことではなく、互いの権利を尊重し合える人を育てることが目的ですので、条文の中にも、「すべての人の権利と自由を尊重して」という文言を明記しています。自分の権利も他の人の権利も大切にできる子どもになって欲しいと願っています。

「宿題せ〜へん権利」とか言っただけで、わがままにならへんかな…

この条例は具体的にどのように活かされるのか

この条例は「子どもにやさしいまち」を実現していくことを目的としています。「子どもにやさしいまち」とは、子どもが人間としての尊厳を持っていきいきと生活し、子ども時代を幸せに過ごすことのできるまちです。条例は、子ども施策の基本姿勢を示す法規範ですから、様々な子ども施策を実施する際の根拠となります。子どもの相談、救済や、子どもの居場所、子ども参加の仕組みなどを担保することになります。また、家庭、学校、施設、地域、NPO、行政などの連携をすすめる鍵にもなります。様々な子どもに関する施策を「子どもの権利」の視点から推進していくこととなります。

条例なんて理想ばかりで、私たちの生活にどう関係あるかわからへん…

市長対談でのようす(2013年1月号広報)



感じたこと・伝えたいこと

条例はできましたが、決して理想だけに終わらないために、まず私たち(おとな)に何ができるかを考えました。

子どもたちの声に耳を傾け、思いを受け止め、対話する

「子どもの話ばかり聞いて、思い通りにしてたら、わがままになる。」そう思う人もいるかもしれませんが、しかし、この条例は子どもの言うとおりにするためのものではないと思います。子どもの言葉を聴き、言葉にならない表情やしぐさから伝わる思いを受け止め、対話をしていくことが大切だと思います。そうは言っても、おとなの気持ちもいろいろあります。しっかり聴けるだけの余裕があるとき、イライラしているとき…。おとなと子どもの意見が違ふとき。そんなときでも一方的におとなの思いをおしつけず、対話の中から何かを生み出していければいいなと思います。結果がどうであれ「対話する!」すぐにできなくても、少し心がけることで、子どもの人権を意識することができるのではないのでしょうか。